

問題1 次の(1)～(3)のうち2つを選択し、その答えをそれぞれ解答欄①と②に記入
しなさい。

((1)～(3)のうち、選択した番号を解答欄の□の中に記入すること。)

- (1) 豚丹毒について、「原因菌 *Erysipelothrix* 属の形態、生化学的性状」、「主な臨床症状」、「予防・治療」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (2) 人のアニサキス食中毒について、「原因病原体の生活史」、「生活史を踏まえた人への感染経路」、「主な臨床症状」、「予防対策」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (3) 動物由来感染症である人のオウム病について、「原因病原体とその特徴」、「人への感染経路」、「主な臨床症状」、「診断」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

問題2 厚生労働省が実施した平成17年から平成26年までの食中毒統計調査によると、いずれの年も、病因物質別の食中毒患者数が最も多かったのは、同一の病因物質Aである。AとAによる食中毒について述べた次の(ア)～(オ)の文章について、各文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を①～⑤の中からひとつ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(ア) Aは、感染性胃腸炎の病原体のひとつである。感染性胃腸炎は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における()である。

- ① 1類感染症 ② 2類感染症 ③ 3類感染症
④ 4類感染症 ⑤ 5類感染症

(イ) Aによる食中毒の主な原因食品は、生又は加熱不十分の()や、調理人等の手指を介してAに汚染された食品などである。

- ① 牛肉 ② 豚レバー ③ 鶏卵
④ 二枚貝 ⑤ 米飯

(ウ) Aによる食中毒は、原因食品摂食後、通常()の潜伏期を経て発症に至る。

- ① 数分から30分 ② 1日から2日 ③ 1週間から10日
④ 1か月から6か月 ⑤ 1年から数年

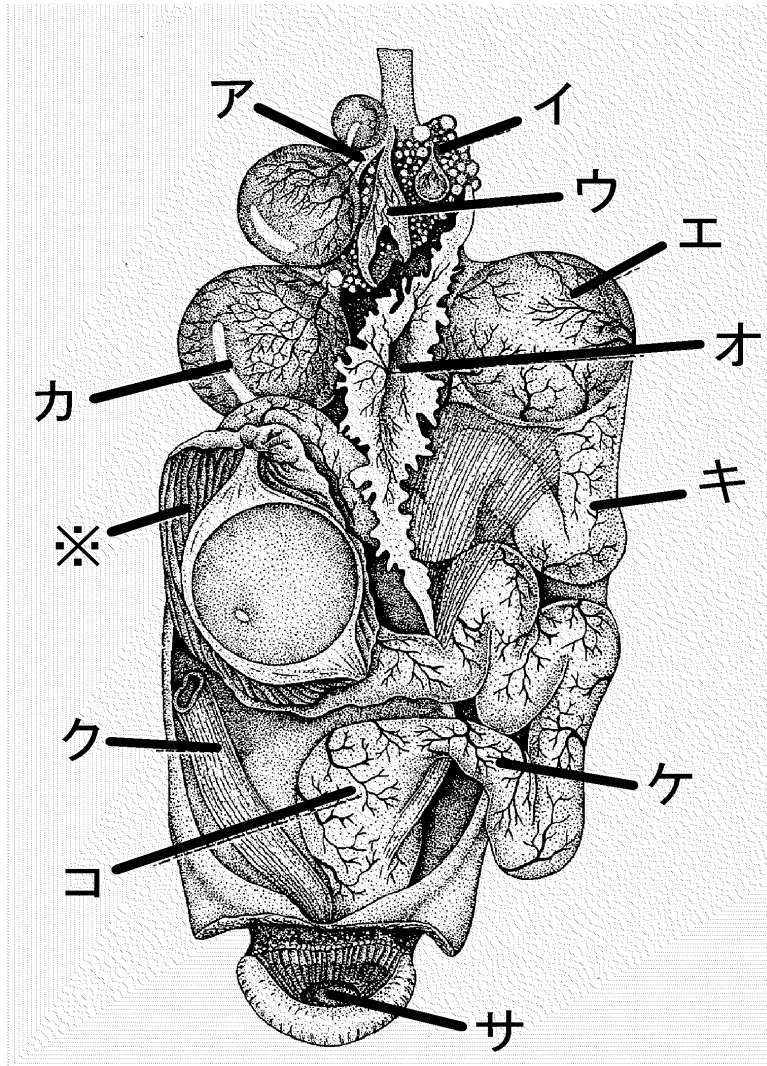
(エ) 食品中にAが存在するか否かを調べる際、Aの遺伝子を検出するために汎用されている()法は、Aの核酸から逆転写酵素を用いて合成されたcDNAを増幅する検査手法である。

- ① GC-MS ② HPLC ③ RT-PCR
④ ELISA ⑤ 微好気培養

(オ) 飲食店で調理器具がAに汚染された場合、Aを完全に失活化するには()による消毒が有効であるが、金属等を腐食する点は注意を要する。

- ① エタノール ② アクリノール ③ 塩化ベンザルコニウム
④ グルコン酸クロルヘキシジン ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム

問題3 下図は鶏（雌）の生殖器等の模式図とそれぞれの名称です。表中の①～⑤について適切な語句を、解答欄に記入しなさい。



ア：茎
 イ：卵巣の小(①)
 ウ：脱ぎ残された線維膜
 エ：成熟(①)
 オ：(②)(③)部
 カ：(①)口
 キ：(②)(④)部
 ク：(⑤)
 ケ：(②)峡部
 コ：(②)子宮部
 サ：排泄腔 (cloaca)

※ については、(②)を切開して内部を示したものである。

問題4 食品の衛生管理について、次の①～⑤にあてはまる適切な語句を、下欄の a～l の中から選んで解答欄に記号を記入しなさい。

(ア) HACCP システムは、原料の受入から最終製品までの各工程で生じる可能性のある (①) を分析した上で、(①) の防止につながる特に重要な工程を連続的に監視し、記録することで、製品の (②) を確保する衛生管理手法である。この手法は、国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) の合同機関である (③) が各国に導入を推奨しており、食品流通の国際化が進行する中、日本においても導入促進が図られている。

(イ) 食品衛生の分野において、食品やその原材料について微生物による汚染実態を把握するため、特定の有害な微生物を対象とするのではなく、汚染指標菌を用いた検査が行われている。

食品衛生法では、牛乳や乳製品の原料となる生乳について、菌数として (④) の規格が定められており、1ml 中 400 万以下となっている。また、生で喫食される生食用カキや非加熱食肉製品については、糞便汚染指標菌として、(⑤) の規格が定められている。

a 事故	b 危害	c 損害	d 品質	e 安全性
f コーデックス委員会	g 国際標準化機構 (ISO)		h 生菌数	
i 総菌数	j 糞便系大腸菌 (<i>E.coli</i>)	k 大腸菌群	l 腸球菌	

問題5 蜜蜂の疾病について、次の記述の(ア)～(オ)にあてはまる疾病名を解答欄に記入しなさい。

ただしア、エ及びオについては、「家畜伝染病予防法」(昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号) 及び「家畜伝染病予防法施行規則」(昭和 26 年省令第 36 号) に記載されている名称を用いること。

(ア) は家畜伝染病予防法第 2 条で定められた蜜蜂がり患する唯一の「家畜伝染病」(いわゆる「法定伝染病」) であり、*Melissococcus plutonius* に起因する (イ) と *Paenibacillus larvae* に起因する (ウ) がある。また、家畜伝染病予防法第 4 条及び家畜伝染病予防法施行規則第 2 条で定められた蜜蜂の「届出伝染病」は 4 種類あり、真菌が原因である (エ) や原虫が原因である (オ) などが挙げられる。

問題6 次の記述は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和28年10月1日法律第105号）」の一部を抜粋したものである。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句をそれぞれの選択肢から選び、解答欄に記入しなさい。

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び（ア）の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び（イ）に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、（ウ）、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な（エ）の管理並びにその動物の（オ）、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

【語群】

（ア）	生命 棲家	身体 福祉	環境	安全	安心	衛生
（イ）	安全 衛生	安心 権利	財産 利益	金銭	金品	健康
（ウ）	遺棄し 衰弱させ	放棄し 傷つけ	放置し 虐待し	隔離し	恐怖を与え	拘束し 酷使し
（エ）	施設 排せつ物	睡眠 繁殖	健康	疾病	行動	体重
（オ）	生息地 属性	生態 性別	形態 日齢	本能	品種	種類